

平成 30 年 11 月 26 日

地域密着型介護サービス事業所の皆様
居宅介護支援事業所の皆様

【事業所の指定、更新及び変更に係る届出等の様式及び添付書類変更について】

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、みだしの申請・届出書類について、添付書類を削減するとともに、様式を変更することとなりました。

(全サービスにおいて提出の必要がなくなる文書)

- ・申請者又は開設者の定款、寄付行為等
- ・役員の氏名、生年月日及び住所
- ・申請に係る事業の資産の状況
- ・各介護サービス事業費の請求に関する事項

(サービスの種類によっては提出の必要がなくなる文書)

- ・管理者の経歴

事業所種別ごとの様式や必要書類については、高齢介護課ページ内、
介護サービス事業者のみなさまへ 各種届出等について 内、
「事業所の指定（更新）等の申請について」
「事業所の変更の届出について」 をご確認ください。

今後、申請や届出をされる際は、新様式及び添付資料にてご対応ください。
よろしく願いいたします。

問合先
高齢介護課 介護保険係
電話：0898-36-1526